

株券不発行会社に係る非上場株式に質権を設定すること についての承諾書

所得税法第 137 条の 2 第 1 項
所得税法第 137 条の 3 第 1 項 の規定による国外転出時課税制度に係る納税猶予の
所得税法第 137 条の 3 第 2 項

特例の適用を受けるため、下記のとおり、私が所有する非上場株式を同制度に係る
納税猶予の担保として提供し、当該非上場株式に対して_____税務署長の質権が設定
されることを承諾します。

記

1 質権の目的とする非上場株式

(会社名) _____

(会社の所在地) _____

(株式の名義人) _____

(株式の種類、株式数) 普通株式 _____ 株

2 質権により担保される債権額

令和____年分所得税及び復興特別所得税の額のうち、国外転出時課税制度に係る
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額 _____円並びに
利子税の額

3 質権者

_____税務署長

令和 年 月 日

質権設定者

住所 _____

氏名 _____ ⑩

「株券不発行会社に係る非上場株式に質権を設定することについての承諾書」

「株券不発行会社に係る非上場株式に質権を設定することについての承諾書」は、国外転出時課税制度に係る納税猶予の担保として株券不発行会社に係る非上場株式を提供する場合に、所得税法施行規則第 52 条の 2 第 1 項第 1 号又は同規則第 52 条の 3 第 1 項に規定（準用の場合を含む。）される納税者が当該非上場株式に質権の設定をすることについて承諾したことを証する書類として納税者が作成し、税務署長に提出するものです。

【記載要領】

1 「質権の目的とする非上場株式」欄

担保として提供する非上場株式に係る株券不発行会社名、所在地、株式の名義人、株式の種類及び株式数を記載してください。

2 「質権により担保される債権額」欄

国外転出時課税制度に係る納税猶予の特例の適用を受けようとする所得税及び復興所得税の額を記載してください。

3 「質権者」欄

納税猶予に係る担保の提供先（質権者）である所轄税務署長名を記載してください。

4 「年月日」欄

この承諾を行った年月日を記載してください。

5 「質権設定者」欄

納税者（質権設定者）が必ず自署した上で、押印してください。（自署に係る領事官が証する書類を添付する場合には、押印は不要です。注 1 を参照してください。）

(注) 1 この承諾書には上記 5 の納税者の押印に係る印鑑証明書又は自署に係る領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む）が証する書類を添付してください。

2 質権の目的とする非上場株式について譲渡制限が付されている場合には、譲渡について株主総会の決議又は取締役会の承認を受けるなど譲渡可能としたことを証する議事録の写しも添付してください。

3 適用を受けようとする納税猶予に応じて、様式中の不要文字を抹消してください。